

平成27年2月26日

地域包括・在宅介護支援センター協会主催

## 「介護保険制度等改定に伴う研修会」アンケートの質問について

以下、2つのご質問の記載をいただきました。

解釈通知等が発出されていませんので、現時点においては、以下のように整理できると考えています。あくまでも、現時点(H27.3.12)の情報を基に整理したものであることを予めご了承ください。

### 質問①

介護支援専門員がサービス提供事業所に介護計画を求めるとありますが、個別機能訓練や口腔機能向上計画も必要なのでしょうか？



指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第13条第12号では、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。」とされています。

これを受けて、例として訪問介護事業の運営基準では、

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問介護計画の提供の求めがあった際には、当該訪問介護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。」とされています。

通所介護事業所において個別機能訓練計画や口腔機能向上計画を作成している場合（加算を算定している場合）に、それらの計画まで提供を求めるかどうかは、上記3行目の「訪問介護計画等」の「等」にそれらの計画が含まれるかどうかの判断によると思いますが、現段階では厚労省からQ&Aなどが示されておらず、わかりかねるところです。ただ、それらの計画も通所介護計画と連動性をもって作成されているでしょうし、一連の関係書類として、提供を求めておけば間違いはないと思います。

質問②

短期入所の30日越えの減算は、超えた分のみでしょうか。それとも、その月の利用日数全てが減算の対象となるのでしょうか？



解釈通知案では、「～略～自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用している者に対して短期入所生活介護を提供する場合には、連続30日を超えた日から減算を行う。」とあります。

以上

平成27年3月23日

文責：地域包括・在宅介護支援センター協会 研修委員会